



三重県公報

令和3年8月6日 (金)

第 232 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
512	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
513	証紙の販売人及び販売所の名称を変更した旨の届出	(出 納 局)	2
選 管 告 示			
39	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	2
40	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	4
41	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	4
42	公職選挙法第161条第1項第3号の施設に変更があった旨の報告	(同)	4
43	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	5
公 告			
	三重県情報公開条例の規定による令和2年度における実施状況の公表	(情 報 公 開 課)	5
	三重県個人情報保護条例の規定による令和2年度における運用状況の公表	(同)	6
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧の変更	(農 地 調 整 課)	9
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(管 財 課)	10

告 示

三重県告示第 512 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町小阪字本郷 1438、1438 の 1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 513 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売人及び販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人及び販売所の名称			変更年月日
	旧	新	
販売人	三重県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 長井 理	東日本信用漁業協同組合連合会三重支店 常務理事 仲 越哉	令和 3 年 4 月 1 日
販売所	三重県信用漁業協同組合連合会 本店	東日本信用漁業協同組合連合会 三重支店	
販売所	三重県信用漁業協同組合連合会 桑名店舗	東日本信用漁業協同組合連合会 桑名営業店	
販売所	三重県信用漁業協同組合連合会 伊勢鳥羽支店	東日本信用漁業協同組合連合会 伊勢鳥羽支店	
販売所	三重県信用漁業協同組合連合会 志摩店舗	東日本信用漁業協同組合連合会 志摩営業店	
販売所	三重県信用漁業協同組合連合会 わたらい店舗	東日本信用漁業協同組合連合会 わたらい営業店	
販売所	三重県信用漁業協同組合連合会 尾鷲支店	東日本信用漁業協同組合連合会 尾鷲支店	

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 39 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
ながの元康後援会	鬮 目 憲 史	伊 藤 弘 幸	桑名市本町 43	令和 3 年 6 月 17 日	
ながの元康事務所	永 野 元 康	鬮 目 憲 史	桑名市本町 43	令和 3 年 6 月 17 日	
橋爪まさよし後援会	岡 宗 眞一郎	向 井 新 悟	志摩市大王町波切 1000-2	令和 3 年 6 月 24 日	
東 豊 浜 会	角 屋 喜久夫	久 保 加 織	伊勢市東豊浜町 1154-1	令和 3 年 6 月 15 日	
前へ！！その先の未来へ	林 孝 彦	水 谷 彰 宏	桑名市船馬町 30	令和 3 年 6 月 30 日	
山本浩司後援会	山 本 浩 司	山 本 浩 司	津市桜橋三丁目 83	令和 3 年 6 月 16 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党桑名市支部	山 本 佐知子	主たる事務所の所在地	桑 名 市 東 方 346-5	桑 名 市 大 福 東 389	令和 2 年 8 月 30 日	政党
		代表者	山 本 佐知子	栗 田 勝 久		
		会計責任者	飯 田 一 美	松 岡 勝 彦		
自由民主党北勢町支部	松 葉 昌 昭	主たる事務所の所在地	いなべ市北勢町 麻生田 3460-3	いなべ市北勢町 麻生田 3460-1	令和 3 年 7 月 1 日	政党
		代表者	松 葉 昌 昭	川 瀬 利 夫		
		会計責任者	高 木 修 司	松 葉 昌 昭		
日本維新の会三重県名張市支部	木 平 秀 喜	主たる事務所の所在地	名張市本町 317	名張市緑が丘東 182	令和 3 年 6 月 30 日	政党
		代表者	木 平 秀 喜	森 口 あゆみ		
桑員地区歯科医師連盟	岩 田 義 男	会計責任者	服 部 由紀子	松 岡 俊 介	令和 3 年 7 月 1 日	
津歯科医師連盟	萬 好 哲 也	主たる事務所の所在地	津市戸木町 7836-2	津市一身田上津 部田 3035	令和 3 年 7 月 1 日	
		代表者	萬 好 哲 也	鈴 木 晶 博		

		会計責	中 瀬	実 高 山 雅 也	
		任者			
三重県社会保険労務士政治連盟	奥 田 正 治	会計責	岡 寄 佳 男	岩 間 克 二	令 和 3 年 5 月 28 日
三重県中小企業政策推進協議会	三 林 憲 忠	主たる	津市広明町 334	津市栄町一丁目 891	令 和 3 年 6 月 21 日
		事務所の所在地			
三重県ビルメンテナンス政治連盟	西 村 吉 信	会計責	川 治 友 和	森 田 美 徳	令 和 3 年 7 月 1 日
三重県理学療法士連盟	高 橋 猛	主たる	津市桜橋二丁目 131	多気郡明和町上 野 435	令 和 3 年 7 月 1 日
		事務所の所在地			
		代表者	高 橋 猛	高 山 文 博	

三重県選挙管理委員会告示第 40 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 8 月 6 日

		三重県選挙管理委員会委員長	中 西 正 洋
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
小久保純一後援会	寺 田 直 喜	令和 3 年 4 月 28 日	
橋爪まさよし後援会	岡 宗 眞一郎	令和 3 年 5 月 1 日	
ふるさと再生の会	寺 田 直 喜	令和 3 年 4 月 28 日	

三重県選挙管理委員会告示第 41 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
老人ホーム		老人ホーム	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>名張市新田2230番地1</u>	<u>名張養護老人ホームみさと園</u>	<u>名張市新田2230番地の1</u>	<u>名張市養護老人ホームみさと園</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 42 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
大紀町選挙管理委員会	(変更前) 野原生活改善センター	(変更前) 度会郡大紀町野原 557 番地	令和 3 年 6 月 18 日
	(変更後) 野原集会所	(変更後) 度会郡大紀町野原 547 番地	

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
度会郡大紀町	<u>野原集会所</u>	<u>度会郡大紀町野原 547 番地</u>	度会郡大紀町	野原生活改善センター	度会郡大紀町野原 557 番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 30 条の規定に基づき、令和 2 年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和 3 年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	1,156	216	1,372
法 人	5,271	644	5,915
計	6,427	860	7,287

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
913	102	4,775	5,790	1,091	16	390	7,287

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区分	決定の内訳							取下げ等	合計
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	その他非開示	不存在	小計		
件数	6,657	645	5	12	0	171	7,490	124	7,614

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実施機関		件数	実施機関		件数
知事	防災対策部	8	行政委員会等	議会	8
	戦略企画部	9		教育委員会	440
	総務部	40		公安委員会	0
	医療保健部	186		警察本部長	126
	子ども・福祉部	19		選挙管理委員会	8
	環境生活部	116		人事委員会	1
	地域連携部	248		監査委員	0
	農林水産部	1,110		労働委員会	0
	雇用経済部	20		収用委員会	0
	県土整備部	4,823		海区漁業調整委員会	0
	出納局	0		内水面漁場管理委員会	0
	小計	6,579		企業庁長	315
				病院事業庁長	7
		地方独立行政法人三重県立総合医療センター	2		
		公立大学法人三重県立看護大学	4		
		小計	911		
		合計			7,490

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 審査請求の状況

令和元年度からの繰越件数	令和2年度の諮問件数	令和2年度審査会処理件数			未処理件数(諮問中)	取下げ
		認容	一部認容	棄却		
9	8	0	10	1	5	1

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号。以下「条例」という。）第51条の規定に基づき、令和2年度における運用状況を次のとおり公表します。

令和3年8月6日

三重県知事 鈴木英敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

(令和3年3月31日現在)

実施機関	登録事務数
知事	911
防災対策部	(34)
戦略企画部	(11)
総務部	(41)
医療保健部	(210)

子ども・福祉部	(125)
環境生活部	(133)
地域連携部	(35)
農林水産部	(139)
雇用経済部	(45)
県土整備部	(134)
出納局	(4)
議会	4
教育委員会	72
公安委員会	2
警察本部長	95
選挙管理委員会	28
人事委員会	19
監査委員	7
労働委員会	12
収用委員会	6
海区漁業調整委員会	5
内水面漁場管理委員会	3
企業庁長	17
病院事業庁長	19
公立大学法人三重県立看護大学	28
地方独立行政法人三重県立総合医療センター	18
計	1,246

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	16,010	1	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計			
書面による請求	試験結果以外	41	1	332	374	2	0	376
	試験結果	166	0	48	214	30	0	244
口頭による請求 (試験結果)		427	0	14,963	15,390			15,390
計		634	1	15,343	15,978	32	0	16,010

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分		決定の内訳						取下げ等	合計
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	小計		
書面による請求	試験結果以外	263	108	0	3	0	374	5	379
	試験結果	78	165	0	0	0	243	1	244
口頭による請求 試験結果		15,390	0	0	0	0	15,390	0	15,390
計		15,731	273	0	3	0	16,007	6	16,013

注 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	書面による請求		口頭による請求 試験結果	合計
	試験結果以外	試験結果		
知事	196	0	110	306
防災対策部	(0)	(0)	(0)	(0)
戦略企画部	(4)	(0)	(0)	(4)
総務部	(11)	(0)	(10)	(21)
医療保健部	(16)	(0)	(91)	(107)
子ども・福祉部	(15)	(0)	(0)	(15)
環境生活部	(2)	(0)	(0)	(2)
地域連携部	(0)	(0)	(0)	(0)
農林水産部	(132)	(0)	(0)	(132)
雇用経済部	(1)	(0)	(7)	(8)
県土整備部	(14)	(0)	(2)	(16)
出納局	(1)	(0)	(0)	(1)
議会	0	0	0	0
教育委員会	7	213	6,198	6,418
公安委員会	1	0	8,721	8,722
警察本部長	93	0	0	93
選挙管理委員会	0	0	0	0
人事委員会	1	0	356	357
監査委員	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
企業庁長	0	0	0	0
病院事業庁長	6	0	5	11
公立大学法人 三重県立看護大学	0	30	0	30
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	70	0	0	70
計	374	243	15,390	16,007

() : 内数

4 訂正請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

来 庁				送付	ファクシミリ	合計	取下げ
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
0	0	1	1	0	0	1	0

(2) 決定等の状況

決定の内訳		合計
訂正	非訂正	
0	1	1

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	決定件数
病院事業庁	1

5 利用停止等請求の状況 請求なし

6 審査請求の状況

	令和元年度からの繰越件数	令和2年度諮問件数	令和2年度審査会処理件数				未処理件数(諮問中)	取下げ
			認容	一部認容	棄却	却下		
開示請求	4	0	0	1	3	0	0	
訂正請求	1	1	0	0	0	0	1	
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0	0	
計	5	1	0	1	3	0	1	

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、中村土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和3年8月6日

三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年8月10日から同年9月6日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩淵1丁目7番29号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営農地整備事業（経営体育成型）寺井地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和3年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年8月10日から同年9月6日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 7月26日	伊勢市小俣町相合1271-1	愛知県名古屋市中区千代田2丁目16-28 グラシア2号館4F 株式会社ジェネラス 代表取締役 小山 樹
令和3年 7月28日	伊勢市二見町光の街地内 【3-3 工区】	津市丸之内9-18 三交不動産株式会社 取締役社長 中村 充 孝

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 物品等の名称及び数量 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,252,000 kWh
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地
三重県総務部管財課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和3年7月20日
- 4 落 札 者 東京都港区芝公園2丁目6番3号
株式会社エネット 代表取締役 谷口 直行
- 5 落 札 金 額 入札価格 48,116,600 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和3年6月4日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
